

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案要綱

第一 退職手当の支給水準の引下げ等

- 一 退職手当について、退職手当法本則の規定により計算した基本額に乗じる調整率を百分の八十七から百分の八十三・七に引き下げること。（退職手当法附則第二十一項及び法律第三十号附則第五項関係）
- 二 退職日の俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者等の調整額について、当分の間、基本額の百分の八に相当する額を、百分の八・三に相当する額とすること。（退職手当法附則第二十六項関係）
- 三 その他関係規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この法律は、平成三十年一月一日から施行すること。

（注）退職手当法 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）

法律第三十号 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）